

千葉県報

号外
平成 27 年 12 月 25 日

主要目次

| | |
|--|----|
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(条例第六十二号)(政策企画課) | 四 |
| 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 五 |
| 千葉県職員定数条例の一部を改正する条例 | 五 |
| 千葉県行政組織条例の一部を改正する条例 | 五 |
| 千葉県県税条例の一部を改正する条例 | 五 |
| 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 七 |
| 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 | 八 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例 | 一一 |
| 認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例 | 一二 |
| 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 一四 |
| 千葉県土採取条例の一部を改正する条例 | 一四 |
| 職業能力開発校設置管理条例等の一部を改正する条例 | 一五 |
| 千葉県造成土地整理事業、土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 一五 |
| 千葉県水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 一六 |
| 千葉県臨海地域公共緑地管理基金条例の一部を改正する条例 | 一七 |
| 千葉県松風園設置管理条例を廃止する条例 | 一八 |
| 千葉県救護盲老人施設猿田荘設置管理条例を廃止する条例 | 一八 |
| 臨海地域土地造成整備事業に伴う転失業農漁民の子弟に対する奨学資金貸付条例を廃止する条例 | 一八 |
| 条例のあらまし | |
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(条例第六十二号)(政策企画課) | |
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく | |

個人番号の利用開始に伴い、知事又は教育委員会は、同法により県や市町村等の間で特定個人情報の提供ができると規定された社会保障・税・災害対策に関する事務について、庁内においても特定個人情報の授受ができることとした。(第三条関係)

二 施行期日
平成二十八年一月一日から施行することとした。ただし、一部の規定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十三号)(総務課)

一 改正の概要
教員特務業務手当について、次のとおり額を引き上げることとした。(別表第二関係)

改正前 日額二、四〇〇円〜一二、八〇〇円 ↓ 改正後 日額三、〇〇〇円〜一六、〇〇〇円

二 施行期日
平成二十八年四月一日から施行することとした。

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第六十四号)(行政改革推進課)

一 改正の概要
知事の事務部局の職員のうち大学以外の職員の定数について、次のとおり改めるととした。(第二条関係)

改正前 六、五七四人 ↓ 改正後 六、八六四人

二 施行期日
平成二十八年四月一日から施行することとした。

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例(条例第六十五号)(行政改革推進課)

一 改正の概要
がん登録等の推進に関する法律の制定に伴い、千葉県がん対策審議会において担任する事務に、がん登録の実施に伴い収集し、及び記録された個人情報の利用等についての意見の具申を追加することとした。(第二十八条、別表第二及び別表第三関係)

二 施行期日
平成二十八年一月一日から施行することとした。

千葉県県税条例の一部を改正する条例(条例第六十六号)(税務課)

一 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(条例第六十二号)(政策企画課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

- 1 徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る分割納付の方法、申請手続等について定めることとした。(第七条の二から第七条の八まで関係)
 - 2 貿易保険業を行う法人に対し、法人の事業税を課することとした。(第三十四条から第三十七条まで関係)
 - 3 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業の用に供する不動産を取得した場合における不動産取得税の課税標準の算定について、当該不動産の価格から控除する割合を定めることとした。(附則第七条の二関係)
 - 4 大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(附則第十一条第一項関係)
- 二 施行期日等
- 1 平成二十八年四月一日から施行することとした。ただし、一2については平成二十九年四月一日から、一3については公布の日から、一4については大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
 - 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十七号)(市町村課)

- 一 改正の概要
- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等に基づく認定こども園の認定等の権限を千葉市に移譲することとした。(別表第五号の三関係)
 - 2 千葉県港湾管理条例に基づく港湾施設の使用の許可等の権限を千葉市に移譲することとした。(別表第三十八号の三関係)
 - 3 屋外広告物法及び千葉県屋外広告物条例に基づく広告物の表示等の許可等の権限を長生郡睦沢町に移譲することとした。(別表第五十五号関係)
- 二 施行期日等
- 1 平成二十八年四月一日から施行することとした。
 - 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第六十八号)(政策法務課)

- 一 改正の概要
- 1 次の手数料を新設することとした。(第一条及び第二条関係)
- (一) 国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域限定保育士登録申請手数料
- (二) 国家戦略特別区域法施行令に基づくもの

国家戦略特別区域限定保育士登録証書換え交付手数料等二件

- (三) 介護保険法施行令に基づく主任介護支援専門員更新研修手数料
 - (四) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律に基づく特定遊興飲食店営業許可申請手数料
 - (五) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づくもの
特定遊興飲食店営業許可申請手数料等十件
- 2 次の手数料の額の改定を行うこととした。(第一条関係)
- (一) 介護保険法に基づくもの
介護支援専門員実務研修手数料等六件
- (二) 介護保険法施行令に基づく主任介護支援専門員研修手数料
規定の整備
- 3 規定の整備
- (一) 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第一条関係)
- (二) 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第一条関係)
- (三) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 施行期日
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、一3(二)については公布の日から、一1(一)及び(二)については平成二十八年一月一日から、一1(三)、2及び3(一)については同年四月一日から、一1(四)については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第六十九号)(政策法務課)

- 一 改正の概要
- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正(第一条関係)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正により、客にダンスをさせる営業に係る規制等の見直しが行われたことから、次のとおり所要の改正を行うこととした。
- (一) 特定遊興飲食店営業に関する規定を新設することとした。
- (二) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号の営業に係る風俗営業者は、午後六時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならないこととした。

○ その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。(第二条から第四条まで関係)

(一) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

千葉県青少年健全育成条例

(二) 千葉県風俗案内業の規制に関する条例

二 施行期日等

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例(条例第七十号)

(政策法務課)

一 改正の概要

国家戦略特別区域法の一部改正に伴う厚生労働省令等の改正により、国家戦略特別区域内では当該地域における地域限定保育士を保育士と同等に取り扱うこととなったことから、次の条例について所要の改正を行うこととした。

1 認定こども園の認定の要件を定める条例

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

4 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

5 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第七十一号)

(児童家庭課)

一 改正の概要

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設長の年齢に係る要件を削除することとした。(第十条関係)

二 施行期日

平成二十八年一月一日から施行することとした。

○ 千葉県土採取条例の一部を改正する条例(条例第七十二号)

(産業振興課)

一 改正の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、砂利採取法等が改正されたことから、次のとおり所要の改正を行うこととした。

1 土採取業の登録の拒否要件として、申請者が次のいずれかに該当する場合を加えることとした。(第二条の五関係)

(一) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

(二) 役員のうち暴力団員等のある者

(三) 暴力団員等が事業活動を支配する者

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

○ 職業能力開発校設置管理条例等の一部を改正する条例(条例第七十三号)

(産業人材課)

一 改正の概要

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 職業能力開発校設置管理条例

2 千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例

3 県が行う職業訓練の基準等を定める条例

二 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定については、平成二十八年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県造成土地整理事業、土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第七十四号)

(企業庁)

一 改正の概要

1 題名を「千葉県造成土地管理事業の設置等に関する条例」に改めることとした。

2 造成土地整理事業及び土地造成整備事業を統合し、土地及び施設の譲渡、貸付け、管理等を行う事業として、造成土地管理事業を設置することとした。(第二条関係)

3 地方公営企業法の規定の全部を造成土地管理事業に適用することとした。(第三条関係)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県条例第六十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「。次号において同じ」を削り、同項第三号中「第十三条の下に「及び第十五条の五」を、「敷地」の下に「(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)」を加え、同条第二項第二号中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改める。

第六条第一項各号列記以外の部分中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に、「係る同項」を「係る同号」に、「同項」を「同号に係る同項各号列記以外の部分ただし書」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第七条」を「第八条」に、「第十三条第一項」を「第十三条第一項第二号」に、「午前一時まで」を「午前零時以後において」に、「第二種地域のうち」を「第二種地域のうち」に、「として」を「として」に、「とする」を「とし、同号に係る同項各号列記以外の部分ただし書に規定する条例で定める時は午前一時とする」に改め、同項第一号中「風俗営業」の下に「遊興飲食店営業」を、「地域」の下に「(第十五条の五において「風俗営業等密集地域」という。)」を加え、同項第二号中「隣接する地域」を削り、同号イ中「地域」の下に「(以下この条及び第十五条の五において「住居集合地域」という。)」を加え、同号ロ中「その他」を「住居集合地域以外」に、「商業等」を「商業又は工業」に改め、同号に次のように加える。

ハ イ又はロに掲げる地域に隣接する地域(幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。)

第七条の表中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改める。

第八条第一項の表中「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に、「日没時から午後十時まで」を「午後六時から午後十時前」に、「日出時」を「午前六時」に改める。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「第二条第一項第七号又は第八号」を「第二条第一項第四号又は第五号」に改め、同項第一号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第二条第一項第七号」を「第二条第一

項第四号」に、「第十一条」を「第十五条」に改める。

第十二条を次のように改める。

(年少者の立入禁止等)
第十二条 法第二項第一項第五号の営業を営む者(次項の風俗営業者を除く。)は、午後六時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせなければならない。

2 法第二項第一項第五号の営業に係る風俗営業者は、午後六時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第十五条の表法第二項第六項第一号及び第二号の営業並びに受付所営業の項及び法第二条第六項第三号、第五号及び第六号の営業の項第一種地域以外の地域の目中「日出時」を「午前六時」に改め、同項第二種地域の目中「から日出時」を「後午前六時」に改める。

第十五条の第三項の表第二種地域以外の地域の項中「日出時」を「午前六時」に改め、同表第二種地域の項中「から日出時」を「後午前六時」に改める。

第十五条の四の次に次の三条を加える。
(特定遊興飲食店営業の営業所設置許可地域)
第十五条の五 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 第一種地域以外の地域のうち、次のいずれにも該当する地域として、千葉県公安委員会が告示により指定した地域であること。

イ 次のいずれかに該当する地域であること。
(イ) 風俗営業等密集地域
(ロ) 風俗営業等密集地域以外の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人が居住する地域

ロ 次に掲げる地域でないこと。
(イ) 住居集合地域
(ロ) 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

(ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる地域に隣接する地域(当該地域が風俗営業等密集地域に該当する場合にあつては、幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。)

二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設(同項に規定する児童厚生施設及び児童発達支援センターを除く。)又は医療法第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所の敷地(これらの用に供するものと決定した

土地を含む。)の周囲五十メートル(営業所が第二種地域以外の地域内にある場合にあっては、七十メートル)以内の地域でないこと。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)

第十五条の六 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める騒音に係る数値は、五十デシベル(営業所が第一種地域内にある場合にあっては、四十デシベル)とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第十五条の七 法第十二条第二項の特定遊興飲食店営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 客の求めない飲食物を提供しないこと。

三 営業時間中において、営業所入口及び客室に施錠をし、又はさせないこと。

四 特定遊興飲食店営業の用に供する家屋又は施設で店舗型風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営まないこと。

五 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

六 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。

第十七条の次に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第十八条 法第三十八条の四第一項に規定する条例で定める地域は、第六条第二項又は第十五条の五第一号の規定により指定した地域とする。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第二条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十一年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第七条第六項中「後最初の日出時」を「日の翌日(午前零時から午前六時前)の間に当該命令をした場合にあっては、当該命令をした日)の午前六時」に改める。

(千葉県青少年健全育成条例の一部改正)

第三条 千葉県青少年健全育成条例(昭和三十一年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第一号中「だ液」を「唾液」に改め、同条第三号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第一号」に改める。

(千葉県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第四条 千葉県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十二年千葉県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は第二号」を削る。

第四条第一項第二号中「日出時」を「午前六時」に、「午前一時から」を「午前一時後」に改め、同項第五号中「日出時」を「午前六時」に改める。

第七条第一項中「第二条第一項第一号若しくは第二号」を「第二条第一項第一号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県条例第七十号

認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第一条 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表職員資格の項基準の欄第一号中「保育士」の下に「(当該認定こども園が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(同条第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。))を加える。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第六項本文中「保育士」の下に「(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)以下「特区法」という。第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(同条第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。))。次項及び次条第二項において同じ。」を加える。

次項及び次条第二項において同じ。」を加える。